

特集 家父長制家族に関する諸問題

法史学界における家父長制論争

鎌田 浩

法史学界における家父長制論争といっても、論争状態になったのは日本の近世家族を対象としてである。最初にお断りしておかなければならないのは、筆者は、実はこの論争の一方の当事者であり、この紹介を書くには中立性・公平性という点でいささか適格性を欠くのであるが、編集委員の半強制的依頼によって執筆する破目になった。なるべく事実に即して正確に客観的に記述するよう努めるが、主観にわたる点があればご容赦願いたい。ほぼ年代順に、はじめに法史学界における近世の家支配についての伝統的理解を紹介し、次いで家父長制論争の経過と論点を述べ、最後に現時点での問題点を指摘する、という順序で紹介することにする。

一 法史学界においては、日本近世の家族支配について、久しく中田薫博士の、『家の当主は家の代表者ではあるが家長権を行使せず。子に対しては親権、妻に対しては夫権を行うが、厄介に対しては何等の権力なし』とする家長権否定説（『徳川時代の文学に見えたる私法』や『法制史論集第一巻』など）や、三浦周行博士の、『親の権力は家長権より重い』という親権優越説（『法制史の研究』）が優力で、高柳真三博士も中田説をうけついで『対内的に見れば当主も親であるか、子であるか、或ひは夫であるかに止り、願届は当主が行ったが、それは全く対外的な公法的効果の附着したものであって、当主権を裏付けるものではなかった』（『徳川時代の封建法における親類の構成と意義』中田先生還暦祝賀法制史論集所収）とされていた。これに対し石井良助博士は、武士の場合、『当主の願届行為には家族の身分変動に対する同意権が含まれているので、形式的意味での当主権はなかったものの、実質的には広い範囲で家長的同意権を有した』とされ、庶民についても『他領との通婚・養子取組等の場合には当主が出願せねばならず、この範囲で当主権の存在が認められる』（『日本法制史概説』）として、

右の諸説とは違った独自の見解を示しておられた。

このような状況の中で、一九五二年春の法制史学会は「家長の権力」を共通テーマとして開催された。この共通課題設定の背景には、戦後の社会科学諸分野における、前近代家族についての家長制認識の高まりがあり、それらと法史学界の認識との乖離が問題となってきた、という事情があったと推測される。しかし、この学会はそれまでの法史学界の認識に目立った変化をもたらすまでには至らなかった。ただ、少くとも、多くの学会員に、この問題をより深く検討しようという機運をよび起したことは確かである。

一九五七年、服藤弘司氏が「加賀藩百姓相続法」(金沢法学三二二)において、《家長の地位は、いわゆる家長権と称して差支ないもの》と評して、石井良助説をさらに一歩進めた。翌五八年、山中永之佑氏も「徳川幕府における『婚姻の成立』」において、家長の婚姻同意権を強調すると共に、村共同体の家監視体制を指摘し、支配体制に組込まれた家長権という見方を提示された。これらに対し大竹秀男氏は一九六一年、「江戸時代における農民の『家』の構造」(神戸法学雑誌一〇一四、一一一)において、《一般史や経済史では家長制家族という言葉が、農民の家の内部構造を具体的に解明することなく頻繁に使われているが、武士家族においてはともかく、農民家族においては当主権(家長権)は確認できず、存在したのは親権である。しかし、農民の場合その親権支配もそれ程強くなく、家族は同輩的關係にあつて、家長制家族とは言えない》、と反論され、大竹氏のこの立場は二年後の一九六三年の氏の論文集『封建社会の農民家族』(創文社刊)においても強調されている。同じ一九六三年、服藤氏が、今度は「加賀藩町人相続法」(金沢大学法文学部論集・法経編一二)を発表され、先の農民家族と同様に家長の種々の権限を挙げながらも、農民の場合と違って、《亭主はいわゆる家長権なるものを有してはいなかった》とされる一方、同論文の他の箇所では、《亭主は家族に対して可成りの発言権を有し、家長権とは言えないにしても、夫権・親権とは別個の家族全員を統括する権を有していた》と、歯切れの悪い微妙な表現をされた。

二 以上のような近世家族についての種々の見解をみていて筆者は、諸説の紛糾の原因の一つに「家長」・「家長権」・「家長制」等の概念規定のあいまいさや混乱があると判断し、少くとも共通の土俵の上での議論が必要であると痛感し

た。そこで、一九六四年、「幕藩体制における家支配の原理—試論—」（熊本法学二）において、右の法史学者の説のみならず、川島武宜・洞富雄・玉城肇・児玉幸多・仁井田陞の諸氏の説をも含めて、それまでの学説を分類検討し、あわせて筆者自身の考えを提示した。その要点は、①「家長」と「家長権」については、隠居した親の権限や部屋住の子の孫に対する親権よりは当主の権限に重きがおかれており、厄介親族に対する当主権も法的に確認できるので、当主は家長であり、家長権の内容としては、(イ)外部に対する家代表権、(ロ)祖先祭祀権、(ハ)家族の人事管理権、(ニ)家産の経営所有権、等を中心とするものであること、②家支配の型はマックス・ウェーバーのいう「家父長制」に適合的であること、すなわち、「家共同体における家長と家構成員との間における権威と恭順の観念を基調とする支配関係」であり、そこでの家長は、「家族と敵対的關係に立つ支配者としてでなく、共同利益を目指す指導者」として機能することによって正当づけられること、③そして、そのような家父長制は、幕藩権力が政策的に育成してきたものであること、等である。そしてこの論旨は、そのまま一九七〇年の拙著論文集『幕藩体制における武士家族法』（成文堂刊）にも収録した。

これに対し、一九六七年、大竹秀男氏は「徳川封建制下の『家』」（仁井田陞博士追悼論文集第一巻『前近代アジアの法と社会』所収）において、筆者に反論を加えられ、家長権否定、家父長制否定の持論を展開された。また、一九七一年には、石井紫郎氏が『「いえ」と『家父長制』概念』（社会科学の方法四一—二）において、家長による家支配については筆者に同意を示しつつも、ウェーバーの家父長制概念を江戸時代家族にあてはめたのは誤りとし、ウェーバーの家父長制は日本の場合、中世家族がそれにふさわしく、近世家族は自然発生的な父の権威を基調とする家父長制ではなく、幕藩権力がその支配機構の末端を担わせるために人為的に作り上げた家長制であり、非家父長制的なものである、と主張された。

両者の批判に対し、筆者は一九七二年、「近世の家秩序と家長制概念」（社会科学の方法五一—六）において反批判を行った。大竹説に対しては、①その立論の根拠として挙げられた多くの幕府判例における親権・夫権・親代りとしての兄の権利等は、いずれも他に当主がいる場合に当主権よりも優先して行使されたのか否か不明であり、それらの親・夫・兄は実は当主であったかも知れないこと、②庶民の場合、養子当主は養親たる隠居に対して立場が弱く、離縁も甘受せねばならないこ

とは、すでに拙稿でも武士の場合と較べて庶民における当主権の弱さとして認めていること、③当主が家族の違法行為について責任を問われる場合として、氏自身、実印管理・人別届出・家屋管理・家業執行の責任者としての当主の義務違反ないし過怠を挙げておられながら、なぜそれらの義務の反面としての当主権を積極的に評価されないのか、といった諸点を問題とした。

石井紫郎説に対しては、氏によればウェーバーの家父長制は、自然発生的な家父のペルゾーンに対するピエテートを基礎とするもので、家父ならぬ当主の権限（厄介に対する当主権や、隠居に対する当主権）を以て家長権とすることは、ウェーバーの理論を逸脱するものであるといわれるが、ウェーバーは家長権の成立する源泉的關係として、子にとっての父の權威の外に、妻にとっての夫の權威、僕婢にとっての主人の權威をあげており、さらに、このような関係を基礎として一旦成立した家長権は、従来の家長が死亡し、またはその他の事情で引退するときは新しい家長にひきつがれると明言しているのだから、当主の、隠居を含めた家構成員全体に対する支配権を認めることは、何等ウェーバーの理論を逸脱するものではないこと、さらに、かかる家長権も絶対的なものではなく、ウェーバーのいう伝統の神聖性によって限界づけられており、具体的には、家長といえども祖先以来の代々の家長によって蓄積された家の業績・名譽・しきたりなどに拘束されるものである、と反論した。

三 右の論争は法史学界以外にも多くの研究者の関心をひいたようである。とりわけ大竹説に対しては、すでに早くは一九六三年、児玉幸多氏が「身分と家族」（岩波講座・日本歴史近世②）において批判を加えていたが、一九七四年から七六年にかけて、青山道夫「家長の法的地位」（講座家族②）・同「日本の『家』の本質について」（家族・政策と法⑦）、江守五夫「村落類型論からみた農村家族の構造」（社会科学研究二六一三・四合併号、一九七六年の同氏著『日本村落社会の構造』にも収録）、大藤修「近世における農民層の『家』意識の一般成立と相統」（日本文化研究所研究報告別巻第十二集）等の諸論文があいついで発表され、いずれも家父長制肯定論の立場で主張を展開された。これら諸論文については、紙幅の関係で立入った紹介は省略させていただくが、これらの諸批判をうけて大竹氏は自説を再検討され、少しずつ「家長権」「家父長制」肯定の方向へ

と修正が進められた。

それは先ず、一九七七年の同氏著「『家』と女性の歴史」（弘文堂刊）においてその萌芽を現わし、次いで、一九八一年の「近世庶民家族秩序論再説」（神戸法学雑誌三一―二）においてかなり大巾に改説に踏み出し、遂に、翌一九八二年の『封建社会の農民家族・改訂版』（創文社刊）において仕上げがなされた。そこでは、明確に当主権⇨家長権と規定し、ウェーバーの家長制理論が近世農民家族秩序に妥当すると表明された。その要点は、筆者の批判的関心でまとめると次のとおりである。①ウェーバー理論の理解においては石井説と同じであり、家父に対するピエテートが強調されるあまり、それと並んでもう一つの重要な要素である筈の、『家長をも拘束する伝統に対するピエテート』が、具体的にどのような場合にどう作用するのか不明であること。②しかも、石井氏と同じ理解に立ちながら石井氏の非家長制的家長制説とは異なり、むしろ武士家族の場合以上に農民家族の方が家長制的であるとしていること。③つまり、幕藩権力による人為的な当主権育成を否定し、自然発生的に成立したものとみておられ、この点では石井説とも筆者の説とも異なる。以上の諸点は、折角大竹氏が家父長制説を唱えるようになったとはいふものの、今後共多くの議論を呼びおこすことになる。

しかしそれにしても、この大竹氏改訂版は非常に理解しにくい構成となっている。多くの頁数を割いて力説されているのは当主権ではなくて父権・夫権であり、当主権についてもそれは、家内統制権というよりは領主権力から課された義務という面の強調が目立つ。しかも隠居たる父には当主権も及ばないとされる。江守説に対する応答をみても、その論調は旧説とほとんど変わらないようにさえ思える。しかしながら結論は「当主家父長制」なのである。読者にとつては唐突な感じがするのではななからうか。もっと補充説明が必要な気がする。

四 大竹新説の発表によって家父長制論争はより複雑な構図となった。現在、どういふ問題状況になっているか、石井紫郎・大竹新説・筆者の三説の異同を判り易く対照的に整理しておくことが読者の理解のために必要であろう。

つまり、石井説の骨子は、『ウェーバーの家父長制概念は、あくまでも自然発生的な父の権威を中心とするものであるから、江戸時代家族のように、領主によって他律的に育成された当主権による支配は家父長制とはいえない』、というのであ

鎌田 説	父の権威を重視するが、家父Ⅱ家長ではなく、父以外の者が家長でも家父長制は成立する。家長は伝統によって拘束されており、日本近世の場合その伝統は祖先代々の家観念である。	理論面 (ウェーバーの家父長制理論の理解)	
		実 態 認 識	面
石井紫郎説	自然発生的な父の権威を重視。伝統に対するピエテートは家父Ⅱ家長の人格に対するピエテートを支える要素とみる。	肯定。 権力による家長権育成。	家父長制
大竹新説	石井説とはほぼ同じ	肯定、但し力点は家長Ⅱ親権にある。自生的家長権。	家父長制
鎌田 説	父の権威を重視するが、家父Ⅱ家長ではなく、父以外の者が家長でも家父長制は成立する。家長は伝統によって拘束されており、日本近世の場合その伝統は祖先代々の家観念である。	肯定。 権力による家長権育成。	肯定

る。大竹説は、右と同じウェーバー理解に立ちながら、《武士家族とは違って庶民家族では、領主権による当主権育成というのではなく、自生的な親権や夫権と結びついた当主権をそのまま支配体制内に組入れた家父長制》、というのである。筆者の考えは、ウェーバー理解については表示のとおりであり、《幕藩権力は人為的に当主Ⅱ家長の育成をはかってきたが、家の内部秩序は家父長制的「権威と恭順」の関係を保持しようとした》、というのである。

さて、日本近世家族をめぐる法史学界における家父長制論争の概略は以上のとおりであり、この論争はいずれ共通の理解と認識が形成されることが望まれるが、「家父長制」理論の有効性は今度さらに時間的・空間的に拡大された場での検証が期待される。時間的拡大ということでは、すでに大竹氏が本誌創刊号でも指摘されているように、古代・中世の家秩序の研究が注目される場所であり、空間的拡大という点では、例えば水林彪氏の「近世の法と国制研究序説(一)(六)」(国家学会雑誌九〇―一・二、九五―一・二)が近世国家を《専制的家父長制的家産官僚制国家》と規定しているように、家を超えた国家・社会の支配類型としての検討が活発に行われる必要があると思われる。

(専修大学・日本法制史)